

# 豊田市 今ある農地を活かし、守り、残す、 農地利用の最適化を進めるために 農業委員会だより

第15号  
令和元年9月1日発行



農地利用最適化推進のための現地調査をする、高岡地区農業委員会の皆さんです

高岡地区にも圃場整備が行われていない場所があります。排水路整備や大型機械が入れないなどの課題を解決しようと話し合いを進めています。

# 一般 社団法人による農業チャレンジ

## 社団法人化した押井おしい営農組合の挑戦

集落存続のための農業を続ける  
自分たちの村は自分たちの工夫で守る

このままでは  
破綻してしまおう

押井町は、豊田市北部の旧旭町にある典型的な山間集落です。中山間地域直接支払制度による集落の農地を自分達で守る意識の高まりの中で平成23年に、「押井営農組合」(任意組織)を設立しました。

トラクター、コンバイン、農業機械倉庫整備など、順調に集落営農の基盤を築いてきた実績ある組織です。しかし、機械導入による作業受託中心型営農の限界が

今の経営形態を続けたら  
10年後には破綻する現実

### 現状

- 作業受託  
機械共同型集落営農
- 集落作付状況 7.6ha(水稻5.0ha)
  - 作業受託規模 10.0ha
  - 乾燥調製手数料 現状維持
  - 遊休農地 保全管理(耕起)
  - 担い手 充足
- 年間売上 **800万円**

### 10年後の予測

### 将来

- 作業受託  
機械共同型集落営農
- 集落作付状況 7.6ha(水稻2.5ha)
  - 作業受託規模積 7.5ha
  - 乾燥調製手数料 老朽化・受入拡大不可
  - 遊休農地→増加 保全管理手間増
  - 担い手→高齢化・不足
- 年間売上 **400万円**

売上の88%が  
作業受託収入



見え始めてきました。耕作条件不利の中山間地では自作農家の減少に伴って作業受託収入は減少し、経営基盤が揺るぎます。直営農地で自ら高付加価値の農作物を生産せざるを得ないこととなります。

## 社団法人化組織は 将来の基盤固め

平成31年1月、一般社団法人としての押井営農組合を設立、法人格を得ました。法人化すれば、課題が即解決するわけではありません。同年2月には、法人として認定農業者の認定を受けました。

作業受託中心から、自作経営規模を拡大するには、農地の集積・集約化や、ブロック単位の作業計画により、経営効率を図る必要があります。そのため、近い将来、全農地を中間管理機構に貸し付けたり、地主負担無しの耕作条件改善事業を導入し、山間地の農地条件の改善を図ることも検討します。一般社団法人方式では、農地を中間管理機構に貸し付けても、自ら直接耕作を行う仕組みがありません。やれる間は農業を続け、できなければ安心して法人に農地を任すことができ

ます。これは愛知県で始まった、「地域まるっと中間管理方式」と言われるものです。

法人化した組織では、農業労働の条件の改善を図る努力が必要になります。農業志向の若者雇用の可能性が高まります。また、農業経営基盤強化資金(スーパール資金)の活用など有利な財務経営を図ることもできます。

## 自社ブランド米は 3万円(60kg)が基本

単に組織を変えただけで経営は成功しません。中山間地の農業経営はその理念と創造的な工夫が鍵です。押井営農組合では、その土地の風土に根付いた安全な米生産の促進、農地や森林の多面的機能を理解し、消費者と顔の見える関係で直接取引することを理念にしています。生産者・消費者が共に支え合う仕組みです。継続できる中山間地農業の取組は、森づくりや移住者の受け入れ、農家民宿の開業などにより、都市住民との交流が広がる地域づくりにまで発展しています。



▲ふるさと原風景を思い出させる押井集落の水田。ここは村一番の美田とのこと。



▲共同作業後に、組合の構成員（ほぼ押井集落全員）が記念写真撮影。



▲平成24年にトラクター、26年にはコンバインと機械格納倉庫、27年には田植機を導入。資金は県補助金・借入金の他、あらゆる制度を活用してきました。

これから  
**挑戦する内容**

**米ブランド化**

**消費者と直接取引契約**

超減農薬米を、「つながり消費」を志向する顧客100人と顔の見える長期契約

**源流米ミネアサヒ 生産プロジェクト(CSA)**

■価格競争でなく、米の価値を理解していただいた消費者と、3〜10年の長期購入契約を行います。実際に都市と農村との交流イベントや農家民宿で、押井産の米のおいしさを体験した納得の上での契約です。防除剤1回、除草剤1回の、超減農薬米を限定数量だけ販売します。

■消費者の希望に応じ、米は保冷庫で保管し、10kg単位の宅配で配達します。値段は再生産価格の60kg 3万円を基本とし、豊作年は供給量増、不作年は減量などと消費者と喜びを分かち合います。生産者の農の営みを継続できるためのフェアトレード契約を理想とします。

**設備拡充**

**ミライセンター 保冷庫の導入**

生産・販売のための規模拡充と合理化を今年度中に

**クラウドファンディング活用**

■農作業共同化の機械・設備導入は個人負担金徴収無で経営、新規の乾燥調製施設・保冷庫導入なども、農業近代化資金、県山間地営農等補助金を活用して行います。

また、クラウドファンディング（インターネット資金募集）を行い、資金調達と同時に、寄付特典としての米返礼品やポータル精米機贈呈などを通じて米の直接取引者の増加を図ります。

**農地集積**

**「地域まるっと中間管理方式」計画**

集落内すべての、農地利用最適化を計画

**直接経営規模の拡大**

■集落全ての農地を中間管理機構に貸し出し、法人が借り受けて、自作希望者とは特定農作業受託契約を行います。また、高齢化等による離農の受け皿に法人がなり、直接経営の農地を拡大し、年間300俵の生産・販売を目指します。

# 「地域まるっと中間管理方式」による

## 愛知県で初の一般社団法人設立事例・豊川市

### 「一般社団法人 フアーム長沢の里」

#### 地区の担い手は一人だけ 危機感が法人設立の動機

■平成30年6月26日、一般社団法人フアーム長沢の里が設立されました。地区の担い手はたったの一人だけであり、この方が体調を崩され、将来に対する農業への危機感が高まりました。このことが契機になり、幸い地区のリーダーが農業委員会会長であった

ことで、集落営農組織立上げの話が順調にまとまりました。協議の結果「地域まるっと中間管理方式」が一番良いのではないかとということになり、中間管理機構・市・県・農協の支援により会合・説明会を何回も開催し、迅速な合意形成に至りました。

■法人設立後の8月10・11日の二日間、機構との中間管理権設定等の受付会を市主催で開催しました。対象農地の貸出希望申込、農用地利用集積計画への押印、法人への加入申込等を受付しました。この時だけで、約8割の地権者から同意の手続きを得ました。後日の訪問依頼で最終合計140名、100%近い農地集積を達成することができました。集積全農地面積は、約34haになりました。内、田は27ha、畑は7haです。

#### 活動の基本となる法人の認定農業者資格を取得

■将来の経営を見据えた農業経営改善計画を市に提出、平成30年9月1日に市から認定農業者としての認定を受けました。続く9月25日に、第1回の臨時総会を開催、法人の運営体制の説明と事業計画・収支予算の議決を得ました。代表理事を含む理事5名、監事1名、法人の直接経営に従事する

#### 豊川市・長沢地区



者は6名としました。また、12月末までに、自作希望農家との特定作業受委託契約を結びました。面積は約28haでした。

■中間管理機構への農地集積の特典である地域集積協力金は、法人経営の事務経費、白地農地を含む農地の草刈り等の保全管理日当、法人住民税の均等割額7万1千円に充てます。非営利型法人ですので、法人としての利益は計上しませんが、常時働く社員の給料、社会保険料、肥料・燃料等の生産費について十分な配慮を行います。将来の後継者の雇用も可能です。

#### ブランド「音羽米」や黒にんにく販売で、経営安定を

■平成31年3月に臨時総会開催、続く令和元年6月22日には定期総会を開催し、順調な経営を進めています。今年度からが本格的稼働で、まだ作業受託が中心ですが直接経営規模を拡大・充実予定です。

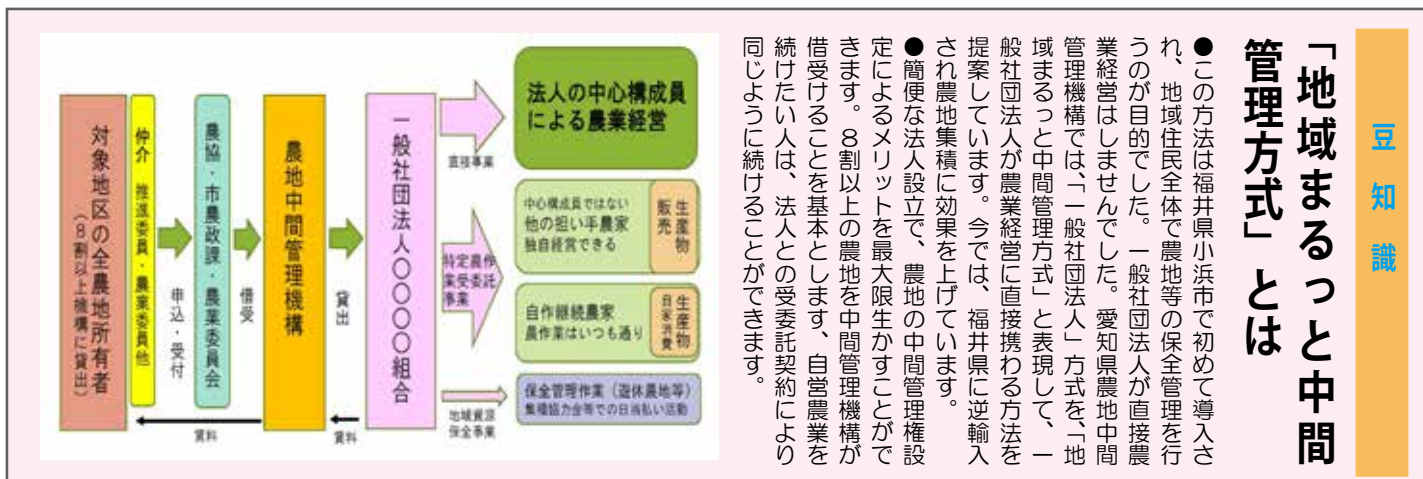
■経営安定と収入向上のため、ブランド米である「音羽米(有機・減農薬)」や黒にんにくの生産・販売に磨きをかける工夫を行っています。さらに遊休農地解消を通じて将来の魅力ある地域づくりの話し合いや、より効率的な農地集積・集約化のための基盤整備を、次の課題として取り組みます。

#### 豆知識

#### 「地域まるっと中間管理方式」とは

●この方法は福井県小浜市で初めて導入され、地域住民全体で農地等の保全管理を行うのが目的でした。一般社団法人が直接農業経営はしませんでした。愛知県農地中間管理機構では、「一般社団法人」方式を、「地域まるっと中間管理方式」と表現して、一般社団法人が農業経営に直接携わる方法を提案しています。今では、福井県に逆輸入され農地集積に効果を上げています。

●簡便な法人設立で、農地の中間管理権設定によるメリットを最大限生かすことができます。8割以上の農地を中間管理機構が借受けることを基本とします。自営農業を続けたい人は、法人との受委託契約により同じように続けることができます。



▲集落北側に東名と国道1号線が走る谷あいの集落が、旧音羽町の長沢地区です。

# 農地中間管理事業の見直しで 農地集積・集約化をより推進

## 農業委員会の 役割の明確化

■改正農地中間管理事業法の第26条第2項として、「農業委員会は、農地の保有及び利用の状況、農地の所有者の農業上の利用の意向をその他の効率的な利用に資する情報の提供、委員及び推進委員の第1項の協議への（注\*営農協議会等の話し合いの場のこと）出席その他該当協議の円滑な実施のために必要な協力を行うものとする。」の規定を新たに追加しました。特に農地所有者の意向把握と集落の話し合い参加が必須の仕事となりました。

## 農地利用集積円滑化事業を 中間管理事業に統合一本化

■農地の集積・集約化をより迅速、強化する観点から、今まで2種類あった制度が中間管理事業に統合されます。今まで円滑化事業の利用権設定として担い手に貸し付けられていた農地は、契約期間が満了したもののから中間管理事業（「農地バンク事業」と名称変更）に移行（令和2年春以降予定）されます。また、旧円滑化団体でブロックローテーション事業など実績ある団体（豊田市ではあいち豊田農協を想定）が中間管理事業を代わって実施できるようになりま

す。なお、令和5年春までに期間満了前農地等は一括して中間管理事業に承継される予定です。賃料等従来の契約条件に変更はありません。

■農地利用円滑化事業の中間管理事業への統合に伴い、内容が拡充されます。①事業区域は農業振興地域内から、円滑化と同じ市街化区域外に変更されます。②対象農地が円滑化と同じ、開発して農用地になる土地等を含みます。③円滑化団体事業で実施していた研修、新規就農者の自立支援事業等が継続して行えます。

## 地域集積協力金の要件は、 人・農地・プランの策定地域

■実質化した人・農地・プランの策定地域（工程表作成地域を含む）を対象として、地域内のみとまとめた農地を中間管理機構に貸し付けた場合、地域集積協力金が交付されます。見直し後の単価は、全国一律の固定単価となり、機構の活用率（貸付割合）で単価が異なります。中山間地域での活用率が最低4%超から緩和されています。単価も平均2割増となっています。

●地域集積協力金（集積・集約タイプ）改正後

機構の活用率		交付単価
一般地域	中山間地	
20%超 40%以下	4%超 15%以下	1.0万円/10a
40%超 70%以下	15%超 30%以下	1.6万円/10a
70%超	30%超 50%以下	2.2万円/10a
	50%超	2.8万円/10a

## 中間管理機構関連農地整備事業

# 地主負担無しで、農地整備事業ができる制度って本当にあるの？

■平成30年度からこの制度ができました。農地中間管理機構への農地貸出は増加していますが、担い手は農地が整備されていない条件不利の農地は借り受けできません。特に中山間地では条件不利農地が多く農地の集積・集約化が進みません。担い手が借りやすく、農地集積が進むよう、国・県の負担で、県が主体となって、区画整理・農用地造成等を、地主負担無しで進める農地整備事業です。

## この制度の 実施要件は？

①事業対象農地の全てに農地中間管理権が設定されること

事業対象農地は100%ですが、地域全体の農地としては80%以上あれば可です。逆にすでに80%以上の集積が進んだ地域では、この制度の適用は認められません。

\*留意 一般社団法人の設立時に、中間管理権を100%集積した場合、設立時以降になると8割以上の集積があるということと、関連事業採択要件から外れます。

②事業対象面積は、10ha以上（中山間地は5ha以上）

事業対象農地を構成する各団地の面積は、1ha以上（中山間地は0.5ha以上）

一つの集落だけでなく、流域や農地利用を相互利用している地区を含めることがで



●事業対象農地面積 平場：10ha以上 中山間：5ha以上

③農地中間管理権の設定期間が、事業公告日から15年間以上

事業計画等策定期間を見込んでいますので長くなっています。優良農地として整備するので農地利用を前提にしています。また、所有者が農地中間管理権を解除した場合は特別徴収金を徴収します。農地転用も制限があります。

④事業完了後、事業対象農地の8割以上を担い手に集団化すること

担い手が一つである必要はありません。⑤事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内に20%以上向上する事。果樹等は10年以内に

農産物等の販売額の増加、生産コストの減少等です。遊休農地等が事業で整備されれば大幅に生産性が高まります。

## 保見地区浄水町



▲全体の水田圃場面積は約5反、内1.3反に発電パネルを試験的に設置。(写真提供 太啓建設)



保見地区推進委員 (東保見町)  
渡邊秀己 さん

■農業の継続発展には新しい農業経営の視点が必要です。地元企業による、身近な最新農業事情を紹介します。

# 企業の農業参入 農地の上空に 太陽光発電を設置

営農型太陽光発電のための  
転用面積は、柱の面積だけ

■平成30年8月、太啓建設株式会社が農地上空に太陽光発電装置(営農型太陽光発電)を設置するための農地転用調査を行いました。このような事例は初めてのことなので、農業委員会事務局に説明を受けてから調査をしました。一番の特徴は、パネル設置面積全体でなく、装置を支える柱の面積のみが転用面積となることでした。また、転用は3年間の一時転用扱いになり、設置後の農業収穫高が、以前に比べて2割以上減ると、転用の更新が出来なくなる仕組み



▲農作業に支障は無いが、柱部分の植栽面積減の影響があります。(写真提供 太啓建設)



▲発電パネルの間隔は1.2m程。遮光率は32%で十分な光量を確保

です。毎年報告される収穫高の確認も農業委員会の仕事となる事を聞き、責任の重さを痛感しました。

■平成30年末発電装置が完成し、今年度は水稻が予定通り作付けされました。実際に耕作をしているのは、太啓建設が設立した「TAIKEIファーム」という農地所有適格法人の要件を備えた農業専門の子会社です。6月21日に会社の責任者3人にお会いし話をうかがいました。水稻品種は大地の風で、やや早目の田植えを行い、生育は順調です。パネルのある部分と無い部分の生育状況に差はありません。農作業も代掻き、田植えもさほど支柱が障害になることはないよう

です。ただ、支柱部分の植付減が収穫高に影響するという事で、丁寧に支柱回りに手植えて補植をされたことは驚きでした。まだ試験段階なので最新の注意を払っていることがうかがわれます。

### 信頼できる会社による 農地活用の先進事例

■太啓建設は8年前から一般法人として農業参入を行い、自社系列のレストラン用に米を生産してきた経緯があります。現在は、農地所有適格法人としての会社を設立し、本格的に農業参入を目指しています。安定した収益性のある太陽光発電を設置し、農地の効率活用を高めるなど企業ならではの試みです。TAIKEIファームでは、農業大学校卒の若者2名を採用し、イチゴの温室栽培を開始されます。温室は発電装置のある水田の脇に完成しています。あいち豊田農協と、職員の技術研修から出荷体制まで連携をとっています。秋には別の温室で、チンゲン菜の栽培も計画されています。

■企業による農業参入はどうしても警戒心で見られる傾向がありますが、これからの農業はこうした企業の活躍が必要だと実感しました。現在は実証段階としての発電、温室などの取組ですが、ビジネスとしての農業の可能性に期待できます。(渡邊秀己・記)

太啓建設株式会社  
TAIKEIファーム株式会社

保見地区 浄水町



稲武地区中当町



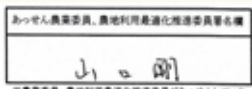
稲武地区推進委員（夏焼町）  
山口 剛 さん



稲武地区 中当町

関谷醸造株式会社

▲農用地貸出希望申込書記入事例



▲仲介を証するサインが必要

■地主さんは丹精込めて水田を守ってきました。いいよ高齢化で、引き継ぐ人を何とかしなければ

# 中間管理機構へ 農地の貸出仲介をしました 酒造会社が、豊田市でも 自ら酒米生産に着手



▲中当町の貸出農地は、4枚・約7反4畝の連続した水田です。鹿・猪対策も行い、美田として守られていました。

## 新規就農事前審査会に出席 関谷醸造さんの意欲を確認

■前任者の後を受け、推進委員としては初めての体験として、新規就農事前審査会に参加しました。会場は稲武支所で、農業委員会会長、農薬委員の杉田さん、同事務局職員4人、それと私が参加し、関谷醸造株式会社アグリ事業部の方から審査のための話をうかがいました。すでに会社のある設定農業者として経営を拡大されているとのこと。稲武地区には、生産を委託している農家が多い事、標高差を利用した作季分散が図れること、自社吟醸工房があることなど有利な条件が多いので、ぜひ意欲的に取組みたいとの説明がありました。当地区としては願ってもない良い話でした。

## 地主さんと話し合い 申込書を農協に届け出

■地主さんは長年関谷醸造の委託を受け、酒米生産をされてきました。高齢化のためいいよ米作りが継続できない状況になりました。この美田を荒れさせることはとてもできないので何とかしたい願いがありました。

## 10年後の中山間地農業 農地集積と担い手の育成

■中当町は稲武中心地から国道257号線沿いの設楽町に近い場所です。農地を貸し出しているのは1割ほどで、兼業・高齢化世帯が多く、10年後はどうなるか心配です。農地の耕作条件を改善しておかなければ、担い手が現れても農地集積が進まないことになりそうです。条件の良いところだけ農地が維持される事になって困ります。

■推進委員が当事者となり、地元集落で農地の維持に困った方や借り手の情報を集め、農地利用最適化のための仲介を行う事は大切な業務であると、今回の体験で実感しました。地域の担い手の育成にも意を尽くしたいと思います。（山口 剛・記）

農業委員会会長 雑記

■農業委員会業務の変革

豊田市では平成29年度から新制度の農業委員会に移行した。平成30年度で全国全て新体制になった。農業委員会の仕事は生まれ変わった。農地転用の委員会から、農地利用最適化の委員会にである。令和元年度は更にこの変革に拍車がかかろうとしている。「人・農地プランの実質化」のため、市と農業委員会の連携、農地利用集積円滑化事業の中間管理事業への統合一本化に伴う農地集積方法等、周辺状況は進展している。農業委員会へは、農地利用最適化交付金による農地利用最適化業務の進み具合の、見える化への拍車が求められている。

■「人・農地プランの実質化」について

地域内の農地について、耕作者等の年齢や後継者の有無を含めた現況をアンケート調査や地図活用により把握し、農地の集積・集約を進めることが実質化である。従来、各地区の地域営農推進協議会でやってきたものを、より現実的な計画にしようとする政策である。このプラン作成は市であるが、農地出し手農家の意向把握、話合いの推進等、農業委員会との連携が鍵となる。

(農業委員会会長 横桑 鈞)



▲農地利用最適化推進委員の皆さんが、改正されたばかりの人・農地プランへの取組方法を真剣に勉強しました。

推進委員・農業委員 活動紹介



人・農地プランへの取組みを勉強

7月3日、改正された「人・農地プラン」の取組み方法について農地利用最適化推進委員の勉強会を開催しました。会長の説明・DVDの視聴に続いて、市農政課のプラン担当職員の説明を受けました。豊田市では各地域営農協議会をプラン推進体制とし、まず地区状況表・工程表を作成確認、その後アンケート調査を実施すること。推進委員は、プラン作成への参加、農地利用の意向調査等への協力をお願いしますと説明されました。

農地利用状況調査を実施しています

毎年農業委員会が農地法の規定に基づき市内全筆の農地利用状況調査を、農業委員・推進委員により行っています。違反転用農地、荒廃した農地・遊休農地の状況等を確認します。特に周辺農地に影響を及ぼすよ

うな遊休農地は、戸別訪問で解消をお願いする予定です。

地区農業委員会による地区課題の検討

市内6地区で年4回地区農業委員会を開催しています。未整備農地の解消、担い手のいない地区の担い手育成、集落営農組織の設立促進等、地区の農地利用最適化の具休案を協議しています。定例以外にも臨時の現地調査や研修会を開催するなど、熱心な取組が行われています。今年度は、「人・農地プラン」への参加・連携が共通課題となり、役割がより重要になります。

農業委員会総会

審議概要紹介



調整区域転用約6万㎡を慎重審議

農業委員会では、毎月開催の農業委員会総会において転用案件等を審議します。4月から6月までの調整区域内転用件数は、第4条(地主が農地以外に利用)が8件で、面積は約5千㎡、第5条(地主以外が農地以外に利用)が65件で、面積は約5万9千㎡でした。届出制の、市街化区域内転用件数は、第4条が16件、面積は約9千㎡、第5条が67件、約3万1千㎡でした。また、農地等を農地として売買や貸し借りする第3条の件数は、24件で、面積は約4万5千㎡でした。その他、生産緑地の主たる従事者証明6件等を審議しました。

また、令和元年4月から6月までの農用地利用集積計画の決定は、約36万5千㎡でした。内、中間管理機構を通じた農用地利用集積計画決定は、約3万8千㎡でした。

相続未登記農地の利用促進

相続未登記農地の利用促進  
■お知らせ 相続されず放棄された農地の扱い  
関連法の改正により、相続未登記農地について共有持ち分の過半数を有する者を確認できない場合でも、農業委員会の探索・公示手続きにより20年の利用権設定ができるようになりました。探索範囲は、配偶者及び子に限定され簡便になっています。

編集後記

今回の特集では、社団法人の先進的取組事例について紹介させていただきました。ファーム長沢の里の取組については、実際に豊川市の圃場に向き、社団法人のメリット・課題を含め現場の生の声を聴き、大変貴重な情報を得ることができました。今後も農業者の皆様のためになるような情報発信に努めて参ります。  
(農業委員会事務局 加藤泰平)

農業者年金で安心な老後を

●農業者の老後は国民年金だけでは不安です  
■加入できる人 ①国民年金第一号被保険者 ②年間60日以上農業に従事 ③20歳以上60歳未満の方 \*国民年金+農業者年金が安心  
■積立方式だから、自分がかけた金額は年金として生涯もらえます。  
■保険料 月2万円〜6万7千円まで  
■申込み・問合せ 豊田市農業委員会事務局 (TEL34-66039) あいち豊田農協 (TEL31-23260)